

# 第9回会議議事録

期 日 平成16年8月25日(水)  
ところ 中条町産業文化会館多目的ホール

中条町・黒川村任意合併協議会

○事務局（羽田野）

黒川村任意合併協議会の第9回会議にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、会長よりごあいさつを申し上げます。

○会長（熊倉）

皆さん、こんにちは。お盆も終わりました、やがて秋取り入れということで、大変それらの忙しい仕事を前にいたしましてご多忙の皆様たちでございますが、きょうこうやって協議会の第9回の会議の招集をいたしましたところ、今ほど事務局が話されますように1名の欠席ということで、全員のご出席をいただきまして、まことにありがとうございました。

前にも申し上げておりますように、任意協議会というものをきょうを一応最後として、でき得ればこの次から法定協議会に切りかえた形でのものにいたしたいというようなことを考えているところでありまして、それらを踏まえながらひとついろいろとご協議いただければ大変ありがたいというふうに思っております。きょうは、本当にありがとうございました。よろしくどうぞお願いいたします。

○事務局（羽田野）

ありがとうございました。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

進行につきましては、規約第6条第3項の規定により、会長にお願いいたします。

○議長（熊倉）

それでは、議長といたしましてこれから議事を進めさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

審議をいただきます前に、本日の会議の成立を確認いたします。

事務局より委員の出席について報告願います。

○事務局（羽田野）

委員の出席につきましてご報告申し上げます。

委員数35名のうち、出席いただいている委員は34名、欠席の委員は1名であります。

以上でございます。

○議長（熊倉）

ただいま事務局から報告のあったとおりであります。委員数35名のうち、出席いただいている委員は34名であります。協議会規約第6条第2項の規定により、会議は成立するものであります。

続きまして、本日の会議の公開についてお諮りいたします。

会議の傍聴の申し出について、事務局より報告願います。

○事務局（羽田野）

本日の会議の傍聴につきましては、一般傍聴人4名、報道関係者1社から申し出を受けております。

以上でございます。

○議長（熊倉）

ただいま事務局より報告がありましたとおり傍聴の申し出がありましたので、会議運営規程第3条により、本日の会議は公開にすることにしてよろしいでしょうか、お諮りいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご異議ないようでございますので、本日の会議は公開といたします。

それでは、3の住民説明会・地域懇談会について入らせていただきます。

ご承知のとおり、先回の第8回会議終了後の7月下旬から今月初旬にかけて、中条、黒川両町村で住民説明会、地域懇談会を開催いたしました。それぞれの会場でいろいろな意見がありましたので、その状況について事務局の報告をお願いいたします。

○事務局（坂上）

それでは、私の方から説明させていただきます。私、事務局の坂上の方から報告いたします。

7月の14日、第8回任意協議会開催後、両町村で地域懇談会、住民説明会を開催いたしましたので、質疑状況についてご説明いたします。皆様方のところに行っております資料の中で住民説明会・地域懇談会について（報告）というふうなのが一番表に載っているかと思えますけれども、開催時期につきましては中条町が7月の20日から8月の6日までの12会場、黒川村が7月の26日から8月4日までの29会場で実施し、参加者数につきましては中条町が424人、黒川村が557の参加となっております。

次のページをめくっていただきますと、各町村ごとの会場の参加者数が載っておりますけれども、その後のところの次の資料のところに住民説明会・地域懇談会の主な質疑状況というふうなことで載っているかと思えます。大きく項目別で合併に対する不安、それから行政サービス、それから職員関係、議員関係、新市名称、財政関係、アンケート、住民投票、それから新市事業計画、施設関係、その他、最後に要望について分けて載せてございます。

それでは、中条町の方から主なものについて報告いたします。最初に、1、合併に対する不安についてでございます。他町村との合併も視野に入れた意見が多く出され、役所が大きくなることでの末端地域の対応が悪くなるのではないかという不安視する声が出されております。

2番目の行政サービスに関することでございますけれども、競技施設が遠いことから、送迎車などが利用できないか。また、ハード事業だけでなく、ソフト事業も考えてほしいという要望も出されております。

3、職員に関することでございますけれども、給与水準に対する意見や本所となった場合の職員の受け入れは大丈夫かという心配の意見も出ております。

4、議員に関することでございますが、議員の在任特例の期間についての意見が多く、ほかに財政が厳しいのであれば、定数を最初から少なくして選挙をしたらどうかという意見も出ております。

5番目のところの新市名称についてでございますが、どういう決め方になるのかわからないが、いろ

いろな人の意見を聞いて十分協議してほしいという声が聞かれました。

それから、6の財政に関することですが、合併して10年以降はどうなるのか。国の財政も厳しい中、本当に大丈夫かという心配の声も聞かれています。

それから、7番目のアンケート、住民投票等に関することですが、住民の意見を反映するためにもアンケートをとる必要があるのではないかという意見が出ております。

それから、8番の新市事業計画についてでございます。新市計画の適切な実施と町を担う若者にとって魅力のあるものになってやっていけるのかという意見が出されておりました。

それから、9番目、施設についてでございますが、黒川村の村営施設は財政的に大丈夫かという声が多くあったようでございます。

それから、10番、その他といたしまして、学区は変わるのか。また、水道の給水は一本化になるのかなどの質問が出ておりました。

中条町の最後の要望の関係でございますが、主なものとしては総合体育館の建設や街灯の設置、また防災行政無線の整備を早急をお願いしたいなど、ほかにいろいろな障害はあるが、住民が仲よく一つの市をつくり上げてほしいという率直な要望も出されておりました。

続きまして、黒川の方の質疑状況を見ていただきたいと思います。一番最初に、1といたしまして合併に対する不安についてでございますが、中心部だけの開発になり、山間地域は少子高齢化などで取り残されていくのではないかという不安の部分が多く聞かれました。

2番の行政サービスに関することですが、黒川村役場が支所になることで用事が足りないということはないのか。また、有線放送がなくなったことにより情報伝達方式はどうなるのか。また、冬期間の除雪については今までどおりでお願いしたいというのが多くあったようでございます。

3番目の職員に関することですが、一般職の削減の方法、また観光施設職員はどうなるのかという質問が多く出されておりました。

4番目の議員に関することですが、議員の在任特例の期間はどのように決めたのかという質問が多く出されておったようでございます。

5番の新市名称についてでございます。新市名称につきましては、公募を尊重し、民意をとらえた選定であってほしいという意見が圧倒的だったようでございます。

それから、6番の財政に関することですが、今ある債務、財産、それから第三セクターはどうなるのか。人口減になることで償還は大変になるのではないか。本当に大丈夫かという意見が出ております。

7番のアンケート、住民投票に関することですが、説明会後にアンケートをとる予定にしているためと聞いておりますが、何を目的にやるのか。どのような内容になるのかという質問が出ておりました。

8番の新市事業計画についてでございますが、村で描いていた総合計画が新市ビジョンに反映された

ものになっているのか。また、夢のあるまちづくりを進めてほしいというまちづくりへの意見が出されております。

9番の施設についてでございます。観光事業は、山間地域が寂れるのを防止してきたが、合併によって今後どうなるのかという心配する声も出ておりました。

10番のその他でございますが、今まで集落で陳情や要望してきたことがどうなるのか。また、胎内産米のブランドは残るのかなどいろいろな意見が出されましたが、大分多く載っておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

最後に、要望の関係でございますが、選挙区や出生祝金、また健診関係のほかにも、強い要望といたしまして290号線の道路の拡張及び歩道整備を早急をお願いしたいということなどが要望として上がっております。

以上が説明会、懇談会の主な意見を簡単に説明したところでございますけれども、ほかにもたくさん意見が出ておりますので、後ほどよく見ていただきたいと思います。住民の皆さんからいただいたご意見、ご要望については、これから両町村でよく精査した上で、合併の新市計画に生かしていければと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（熊倉）

ただいま両町村から説明会、懇談会の状況報告をさせていただいたことにつきまして、何かご意見なりご質問等特があれば、一つ、二つ。

渡辺委員。

○渡辺委員

今ほど説明を受けたのですが、私も中条地区任意協の委員ということでほとんど参加させていただきました。中には質問されて、十分理解もされた、答弁されて理解もされた方々もおりますが、中にはなかなかその場で理解できずに最後の最後までというふうな方もあったわけでございますが、この実際出た内容を今後、今ほども任意協あるいは新市の建設計画の中で生かしていくというお話をされたのですが、これからきょうは任意協最後と、これから法定協と。果たしてこの内容は本当に各町村の中で精査されて、法定協の場で生かしていくといたしますか、論議される時間というものはあるのかどうか、その辺どういふふうにこれを持っていくのか、その辺ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（熊倉）

後ほど事務局の方からも説明してもらいますけれども、この住民説明会というものをやった意味は、そういうものが新市計画に少しでものれるものは載せようという意味でやっているわけでありますので、例えば法定協に立ち上げて、そこで一つ一つの成案を決めていく。その中で、この任意協で決めておいた概略にさらに肉づけするような、そういう作業等を通じながら、できるだけこの成果というものはのせていけるようにしてほしいなというふうに思っておりますが、スケジュール的に事務局に時間的に

どう間に合うのかということ等について説明をしてもらいます。

事務局、お願いします。

○事務局（羽田野）

この要望関係のものにつきましては、現在委員さんの方にもお諮りしております基本構想から事業の張りつけというところで先回ご説明をさせていただいた部分がございます。その中で、ハード事業につきましてもこの前ご紹介申し上げておりますけれども、ただそのところ、そのほかのところソフト関係につきましてもやはり委員さんのところにお諮りをして、早急にやはり組み立てていかざるを得ないと。ただ、この要望のあったものについてはかなりの部分を包括しているように私は感じておりますので、このところをもう一度精査申し上げて、その辺のところを整理したところをまた委員さんの方にご説明申し上げたいと思っております。

○議長（熊倉）

はい、どうぞ。

○丸岡委員

関連でございますけれども、住民説明会の結果については両町村とも参加者が余り多くなかったということで、特にここに出された意見について今ほど説明があったわけでありましてけれども、中条の場合、特にアンケート調査をするべきではないかというような意見が出されたのです。それと、もう一つは、住民投票したらどうかという意見もあったわけですが、これに対してはどのような対応をするのか、お伺いしたいと思います。

○議長（熊倉）

事務局。

○事務局（羽田野）

アンケートといいますと、例えばまちづくりということにとらえてよろしゅうございましょうか。あと、もう一つ、例えば合併の是非と、そちらの方でございましょうか。

○丸岡委員

説明会に出された意見というのは、両方あると思うのです。

○事務局（羽田野）

これまでに新市建設計画関係のものにつきましては3,000人の抽出ということで、そのところでまず年代別の中でとらせていただきました。それをいろいろとやっていただきました。また、確かに参加者は少ないということもございますけれども、今までいろいろな形で、例えばそれぞれの町村の総合計画、長期計画、当然その辺のところを主たるものとして、そこにまたいろいろとご意見を伺いながら肉づけをしてきたと、皆様方にもご紹介申し上げております。ですから、今ほどのまた意見もそこにつけ足してというふうに考えております。ただ、是非のアンケート、それから住民投票というご意見でございますけれども、まず私どものところで事務局でお答えするようなまた内容ではございませんので、その辺

のところはまたここで議論ということにさせていただければと思いますが。

以上でございます。

○議長（熊倉）

今の話ですけれども、私は物を決める今住民投票というようなことは、これは一般の今の市民意識、市民活動、そうしたことからすると最高の理念だというふうに一応今考えられる時代だとは思いますが。ただ、今回の町村合併等については、初めから皆様たちとそういう住民の意思と離反しないという、そういう詰めを行いながら今日まで来ているわけでありまして、たとえ住民投票をしてみても、それはあくまでも参考であって、決めるのはこの任意協から法定協、そしてそこで決まったものを各両町村議会で廃置分合の議決をすることによって決まるわけですから、住民投票そのものが最終の決定機関でないという、そういう認識に立てば、今回の説明会ということでおおよその地区の人々の意見を聞いたわけですから、そういう意見があったとしても、それは聞ける意見と聞けない意見はありますし、なおそういう意見があった場合については私どもの方で十分説明はいたしたいというふうに思います。

ほかに。

なければ、また後でいろいろなことありましようので、次の報告事項等を受けながら進みたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

それでは、ご異議ないようでございますので、次の電算システム統合計画書についての報告、これをお願いいたします。

○総務課電算係熊倉参事（中条町）

それでは、電算システムの統合計画書についてご説明申し上げます。私、中条町総務課電算係、と申します。よろしくお願いいたします。

4月の25日の第5回の協議会においてご説明申し上げたと思うのですけれども、去る6月の25日から8月の19日までの間、電算システムの調査についてコンサルタント会社に委託しました。その報告書が統合計画書として上がってきておりますので、それについてご説明申し上げます。統合計画書概要版というのをお配りしていると思うのですけれども、それをごらんになっていただきたいと思います。

まず、この統合計画書の目的なのですけれども、新市の発足時に安全かつ確実な情報システムの稼働に資することを目的として、両町村の情報システムの統合方針、統合計画を検討することを目的としております。

本計画書の構成につきましては、概要版の1ページに載せてあります。第1章として情報システムの統合とはということでは、システム統合の一般論、それから稼働システムの現状ということでは現状の把握、第3章の情報システムの統合方針として統合のあり方とか方針、あと第4章、情報システムの統合計画、第5章、情報システムに係る将来的な構想ということで載せてあります。

はぐっていただきまして、2ページであります。第1章、情報システムの統合とはという欄をごらんいただきたいと思います。システムの統合の必要性といたしましては、もしシステムが統合されなかった場合の懸案事項が中ほどの図に載せてあります。住民サービスの低下の面、それとシステムの投資、システムに対するリスクの増加の面から載せてあります。それらを回避するために、新市に向けた一体的な情報システムを構築することが必要不可欠であろうかと思えます。

次に、システム統合の早期検討の必要性であります。合併の検討する各場面において新市の情報システムを意識する必要があります。3ページに合併協議会の流れとシステム統合の流れを図にして載せてあります。右側のシステム統合の流れといたしましては、全体計画を策定し、その後仕様調整、設計を行います。この段階で合併協議会における事務事業調整に伴う調整を仕様の方へ反映させる必要があります。その後システム開発、データ移行を行い、システムの稼働準備をしてシステム統合という流れになると思えます。合併の早期段階からシステム統合の検討を開始して、新市で活用する情報システムを明確にすることが大事だと思います。

それから、その下、第2章、稼働システムの現状であります。この章では、両町村の業務システムの現状について載せてあります。稼働システムの範囲であります。全84システムありました。そのうち中条町が75システム、黒川村が48システム稼働しておりました。それから、データの保有量なのですが、これ全業務を通して中条町の保有するデータが多くありました。それから、導入年度であります。これは、両町村とも平成の15年以降に導入された新しいシステムがありました。

次に、第3章、次のページにあります。情報システムの統合の方針であります。統合方針は、両町村のいずれか一つの既存システム、今あるシステムを拡張して使用する1団体集約型を基本として、両町村の稼働システムの現状から統合に向けた全体方針及びシステムごとの統合方針を検討いたしました。4ページに比較検討の観点と考察を載せてあります。その結果、統合に向けた全体方針としては中条町の既存システムを活用することを基本とするとしています。

次に、5ページ、第4章、情報システムの統合計画であります。ここでは統合に向けた推進体制、統合スケジュールについて載せてあります。専門部会の下に統括及び推進組織を置き、統合作業の全体調整を行います。ここには今ある電算システム分科会、これが当たりたいと思えます。その下に機能別検討組織を置き、両町村でシステムを利用している担当者を中心にチームを構成して仕様等を調整し、決定していきたいと思えます。また、共通検討のチームとしてネットワークやセキュリティー及び移行方法の検討を担当するチームをつくります。なお、それぞれの組織に電算メーカーが支援する形をとります。

次に、統合スケジュールであります。6ページをごらんいただきたいと思えます。システム統合に関するスケジュールでは、合併期日と合併調印の時期がどの程度持てるかということが大きなポイントであるわけなのですが、本合併の場合は今ある計画では調印から合併期日までは非常に少ない日程が設定されています。そのために、合併調印前でもできるだけ早目、早目に作業を進めたいと思ってお



ります。6ページに大体の流れが載っておりますので、ごらんいただきたいと思います。

最後に、情報システムに係る将来構想であります。ここでは合併後における情報システムのあり方、方向性について整理して、今後導入すべきシステム等について載せてあります。7ページをごらんいただいて、後でごらんいただければと思います。

以上でシステム統合計画書について概略を報告申し上げました。なお、この統合計画書に基づきまして、今後統合の調整をしていただくという流れになろうと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（熊倉）

ただいま説明ございましたが、何だって専門的なことでありまして、余り説明してもすぐ理解いただくということにはちょっと難しいかと思うのでありますけれども、電算システムの統合というのは新市発足時において住民サービスの低下を招かないように、安全で確実な移行がなされなければならないということから、いろいろと急いでいるところであります。システム移行には時間も必要ということですから、この報告を参考に早目に方向性を出して、速やかに作業に着手できるようにしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それでは、ご質疑等ありましたらひとつ。

○片野委員

7ページのところで真ん中辺に赤いところで、住民と行政間とのコミュニケーション拡充、遠隔窓口システムの構築、この辺のところもうちょっとわかりやすいのありましたら出していただけますでしょうか。何か本編の方にはイメージが載っているというようなこと書いてありますが、よろしく願います。

○総務課電算係熊倉参事（中条町）

これは、本所と各出先機関あると思うのですが、そこをシステムで結んで、本所へ来なくても支所で本所の人と対面的な形でテレビ等の形でできるというようなことをご理解願いたいと思います。

○議長（熊倉）

よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

それでは、今ほどの説明については了承いただいたことにいたしまして、直ちに議事に入りたいと思います。

続きまして、議事に入らせていただきますが、まず議案第3号 新市の名称についてであります。これは、継続協議ということとなっております案件であります。新市の名称は公募とするということで、4月中旬から5月中旬にかけて公募を行いました。6月末の第7回会議にその結果を報告し、新市名称候補5点について既にご確認をいただいているところであります。先回の会議で住民説明会、懇談

会終了後にお諮りするとしておりましたので、今回協議させていただくべく、提案をいたしたところがあります。いろいろとご意見もあろうかと思しますので、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

はい、どうぞ。

○渡辺委員

この件については、例えば事務局側でご意見伺うのもいいのですが、ある程度腹案的なものは果たしてないものかどうか。この中には、この5件から決定するというふうな、ただこれの書いてあるだけなのですが、これについても実際中条の場合ですと住民説明会の中ではいろいろな意見が出されておりますし、これから先のことも将来的にもいろいろかわりのあることですから、学識経験者とかいろんな人たちを交えて、検討委員会等々も設置してやったらどうかというふうな話も出ておりますし、ただ公募という一つの考え方を尊重するのであれば、ある程度難しいかなと。ですから、住民説明会の中でも中条と黒川さんとは相当温度差も出ていますので、ただ議論してくれといったら恐らく対面式で、いや、これああ、これはこうだというふうな話になるような気がするのですが、もうちょっと会長さんの方からどういった議論をしてほしいのか。ただ好き勝手なことを言ってくれというふうな議論ではなくて、もうちょっと中身何かご提案していただけるのであれば、それに基づいた議論というものもなされるかと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（熊倉）

これは、この協議会の中でいろいろ議論していくというのが建前なのですが、今お話しのようにそれも雰囲気的にうまくいけないということであるならば、これは個人的な見解なのですが、思うのは、あと基本項目の中で残っているのはこれだけなのでありまして、あとはいろいろ時間をかけたけれども、在任特例か何かというようなものは一応クリアできておるわけでありまして、両議会で最終的に法定協議会ででき上がったものを議決いただくときに、そこで否決されるようなものは議案としてつくり上げられないわけだから、まずできればそういうふうな懸念があるとすれば、両議会同士でもってまずフリーな形で、新しい市をつくり上げていくときにどういうようなものがあるだろうというようなこと等で、まずやっぱり最終的に決定権を持っているのは議会なものですから、私はいろいろ出して行って、議会でけられたのではお話にもならないわけですし、やっぱり協議会でここみんなで汗水かいてやっても、そこで一蹴受けるということもどうかと思いますから、できれば両町村議会あたりで自由にひとつ広場をつくってもらって、今までの経緯を踏まえながら一練り練ってもらった後、最大公約数的にはどうだということで協議会に出してもらおうと私はありがたいのだが。例えばここで学識経験者という人もあるけれども、では学識経験者を選んでその方に一切一任するということが協議会になるかという、なかなかこれも、では学識経験者の選任方法なんてことでまた厄介なものも生まれてもいかなかなと思うものですから、余り人様に責任転嫁するのではなくて、我々は我々でやっぱり議論すべきだろうと。その議論の一番大事なところは、まずやっぱり議会で最終的に承認もらわねばならぬという立場からすると、まずやっぱり最高機関の議会の人々が十分話し合いをしてもらって、将来の新市はこうでないか

というようなことで方向性を練ってもらえれば大変ありがたいかなというふうに私は思っております。

○副会長（布川）

新市のことでそれこそ破談になった市町村もあるわけなので、それほど重要であると。ただ、今会長さんが言われましたけれども、しかし新市につきましてはこの協議会の中において公募をすると。何歳から何歳まで、またいつからいつまで、そしてそのものに対してはその中から賞品を授与するというようなところまでいっているわけでごさいますし、学識経験者というよりも、この中でもってのもむべきであって、そして公募したわけですから、公募というのは広く一般から募集したということであって、やはり公募した人たちは1,500人もいるわけでごさいますし、それぞれがそれぞれの思いでもって新市の名前を書いて投票されていた。だから、そのものをしっかりと、まだ一度もそういうことはこの席上ではもんでもいないわけでごさいますし、それを一気に飛ばすようなことはできないし、またそれこそ民意を問っているわけでごさいますので、その辺間違うと大変な話になるということでごさいますので、任意協議会ですべてもむべきものはもんでいくということが大切だと思います。

あわせて、例えばここには胎内というのがトップに来ているわけでごさいますので、皆さん方どういうふうに考えているのか。それをどう評価するのか。また、同じ胎内であっても漢字の胎内、平仮名のたいない、それから新胎内川とか胎内川とかというような形、類似的なものもあるわけでごさいますので、それらもやっぱり分析しなければいけないだろうし、本当にこの場でもってもうさらっと流してしまうなんていうことなく、ここでもって決めた事項なのだから、ここでもってしっかりと協議していただきたいというふうに思います。

○議長（熊倉）

今お話はごもっともなところでありますので、自由にひとつお話いただければよろしいかと。

はい、どうぞ。

○桐生委員

今布川副会長さんのおっしゃることはもっともで、全く私もそのことについて発言しようかなと思っていました。この公募のというのは、さっき副会長さんおっしゃられたとおりなので、やはりこの協議会で一度結論を出して、その後議会に諮ればそれはいいと思いますけれども、やはり順序とすればそういうことだと思うのです。

それで、公募の内容を見ましても、胎内というのが全部合わせますと恐らく4割近いのを占めているわけなので、そのことからいっても要するにこの公募というのは一つの民意を反映しているというふうに考えるわけなので、やはりこの順序に従って審議していただくのがこれは妥当ではないかなというふうに考えるわけでごさいます。

○議長（熊倉）

今お二人から、副会長さん並びにまた委員からもお話あったところで。

はい。

○鈴木委員

公募ということをやはり重く受けとめていただきたいというようなことでございます。そうでなくて、それぞれの説明会に行った形の中で受け取ってきたものを、重点的にそれを参考資料として決めていくというようなことでなしに、これらはもう周知徹底を図ったわけでございます。そういうふうな中で、意のある人たちが思いを込めてこのような形で出しておいでになったわけでございます。そういうことをやはり最重要課題として選考には進めていただきたいということでございます。私は、それを極言するならば、このような中で進めてきた名前一つのものでトラブっては困るということでございます。後退しないように、ここまで盛り上がってきて、ここまで煮詰めてきた協議会でございます。それを後退するようなことでなしに、やはり公募は公募、それをきちんと受けとめながら、生かしながら、あるいはまた先ほど懇談会等々に出たものを受けとめながら、それをきちっと整理して新市の名称を決めていくのが妥当でないかなと、こういうふうに思います。

○議長（熊倉）

はい、どうぞ。

○須貝委員

この議案の新市の名称についてですが、確かに公募ということを私どもも重く受けとめていかなければならないという基本は考えております。ただ、この公募するに当たりまして、私どもはやはり5月17日を締め切りとしてこのことを行ったことによって、当初は合併論議に対する盛り上がりといえますが、合併ということについての両町村の住民の関心を高めるという意味合いも非常に強くあったと私は認識しておりますけれども、そういう感じからすると、私も議事録の中を見ておるかと思うのですが、ちょっと早いのではないかとということも申し上げた、いろんな非公式な場所かもしれませんが、ことがあったのですが、中条の座談会に、説明会においても、やはりまだ具体的な合併の論議が進んでいない段階で新市の名称を公募するのはいかがなものかということについて非常に多くの意見をいただきました。皆様方のお手元にある報告書の中にもそういう記載が多いわけでございますし、そしてまたいま一つは、これは不可能なことでもあったのかもしれませんが、いわゆる公募するに当たっては上位の五つの名称についてはそれを対象にするということにいたしました。ここで応募数を明らかにするという、五つを同列に置いて協議、検討し、決定するというプロセスからすると、やむを得ない状況ではあったのだろうけれども、今鈴木先生、桐生先生からお話の数というものが非常に重くのしかかっているという気がするのです。したがって、それは重く受けとめながら、五つは並列に置いて過去を振り返り、そして将来誤りのない名前をつけるという意味合いにおいて、数というものをそれほどお考えをいただかなくて、この地域の歴史だとか、将来この地域が県内、国内においてそれなりの名前で見られるような形をこの五つの中から選んでいくことが必要なのではないかと、まず前段のところではそんなふう考えております。

○議長（熊倉）

はい、どうぞ。

○小野委員

合併の話出た段階で、早い段階で一般の皆さんは市の名前はどうかだねと、どんな名がつくのだからうねというようなことから始まって、そして盛り上がった時点において公募したわけですから、これは当然やっぱり公募というの大きな重みがあると思います。そういうことにおいて、公募の中にも4割、5割占める新市の名前が、それがやっぱり公募したのを悪いというような感じで、その胎内という公募が悪いというような感じで受け取りますけれども、それはそうでないと思います。公募は、大いにやっぱり尊重すべきだと、こう思っています。

それと、会長さんに、両議会で諮る。それはちょっと別な、黒川がこれ、中条はこれというような別な名前が出た場合、これは大変なことになります。

それと、もう一つは、やっぱり村長さんが言ったように、これでもう振り出しに戻ったところいっぱいあります。県、全国においても。それから見ても、これやっぱり尊重すべきだものね、公募ということとは。一番大きな意味があると、おれはそう思います。

○議長（熊倉）

はい、どうぞ。

○須貝委員

いま一度お願いします。

今小野議長さんからお話のあったとおり、私も申し上げましたが、公募を軽視しておるとか無視するというのではなくて、公募は時期的な問題が1点。もう一つは、この五つの名称については投票数にかかわらず同列で尊重して、冷静に全員に納得していただけるようなのに絞り込んでいくということがあったわけですから、1位と5位が差あるというような小野議長さんの認識は、私はむしろちょっといかがかと思います。

そしてなお、いま一つは、私ども各ブロックで十二、三カ所で説明会をさせていただいたわけですが、その中でやはりもちろん中条に限定されておるわけですが、いろいろな政策的な要望や合併に対する懸念もございましたが、名称については、やはり半数以上の方々が長い歴史を振り返って中条という新市名が望ましいのではないかという意見があったことも私どもまた重く受けとめなければならぬと、そんなふうにも考えておるのでございますので、よろしくお願いします。

○議長（熊倉）

はい、どうぞ。

○布川委員

先ほどからこの問題に対しましていろいろやはり皆さんから熱い要望、熱意が伝わってまいりましたけれども、村長初め議長、また桐生さん、鈴木さんからいろいろとお話ございましたが、この原点は私

は、片野徳蔵氏と一緒に皆さんにもお配りした冊子の中にもあるとおり、やはり黒川、中条は飯豊山系から源に発した胎内の源流の左岸、右岸によって開けた沃野であるということを考えるときに、やはり中条の方から非常に胎内ということがイメージが圧倒的に多かったように思われますので、やはりこういうことを踏まえて皆さんとよく協議して、やはり両町村にふさわしい名前というものを披露されるような方法で皆さんととくと検討して、結論に持って行っていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

○議長（熊倉）

はい、どうぞ。

○副会長（布川）

今そういうご意見でございましたけれども、原点に返って、基本項目の中で新市名をどうするのだといったときに、それでは公募いたしましょうという、皆さん方がそうご賛成いただいた。そして、規則的なもの、1人1点、いつまでご投票いただくというようなことで一つ一つ決めたわけなので、それは五つなら五つのものを平等に見るというのは須貝委員がおっしゃいましたけれども、それは結構なのであって、数字というか、投票されたものをどう判断するかというのは一人一人の委員さんが皆違うわけなので、私はその数字を重視いたしますけれども、それを軽視する人もあるかもしれない。だから、ここで決めた事項なのです。それをどこかでもって、それではこの問題はどこかでもって決めてくださいなんていうのはとんでもない話だというふうに。

○議長（熊倉）

はい、どうぞ。

○斉藤委員

私もただいま布川村長さんのおっしゃったとおりに、確かに公募することにつきましては時期、その他につきましてもいろいろこの任意協で話し合っただけで公募に踏み切ったはずでございますので、時期尚早とか時期に問題があるとかということはまずさておきまして、いろいろ意見が出てきているわけでございますので、皆様の公募によってこのすばらしい、まずこの五つの新市名が出てきたわけですので、この任意協でやはりじっくりと話し合っただけで、今ここで話し合っただけで、きょうで最後のようにございますが、任意協ではこういう話し合いの結果、こういう方向になったという方向づけと申しますか、そういうところまでやはりこの任意協で話し合うことも一つの大事なことであって、最終的には議会が議決権があるから、どうのこうのということで、そちらの方でもって議員さん同士で話し合っただけで決めた方が望ましいということに対しては、ちょっと私自身やはりここでやるべき問題だと思っております。

○議長（熊倉）

はい、どうぞ。

○皆藤委員

事実関係だけ確認しておくというか、共通認識に立っておきたいと思うのですが、この新市名称の募

集については過去の第3回の任意協議会、平成16年の2月26日に要項が提案をされました。ここで議論がありましたが、その提案のとおり可決、決定を見ておりました。その翌月の第4回任意協、3月26日に新市名称募集要項の一部改正案が提案され、これは皆さんとみんな議論したのですけれども、これは改正案を可とするということで変わりました。その変わった理由について、丸山委員、きょういませんけれども、どうしてこの内容変わったのかという質疑も全部議事録に載っているのですが、私が確認したいのは、第3回の任意協の新市の応募作品の取り扱いと、応募結果の作品の取り扱いということで第3回の初期の提案は、新市の名称の候補の選定及び新市の名称の決定に当たっては、応募された名称ごとの応募数は考慮しないものとするというのが当初の決定事項でした。これが1カ月後の第4回にこれを削除するという事になった。これは、どういう意味を持つのかということでありましてけれども、削除するので、全くないものとして見るのか、逆にこういった前回の提案を削除したのだから、これの裏返しの意味合いを持つのか、こちら辺はそれぞれのとらえ方が違うと思うのですけれども、私はその時点では削除するということは、ここにあるものは応募数は考慮しないということを削除したのだから、逆に言うと応募数は考慮するのだなというふうに理解をしておりました。これすべて皆さんで確認したことなので、そのとらえ方というか、判断が私の判断がいいのか、皆さんのそれぞれの判断がいいのかわかりませんが、こういった経過で応募結果の取り扱いをしようということになっていますので、それだけはちょっと確認をしておきたいというふうに思います。

○議長（熊倉）

今の件に関して事務局。

○事務局（羽田野）

当初応募数は考慮しないものとして入れてございました。ただ、上位5点を選定するという事になりますとその1項について支障があるということで、削除してお諮りをした。要は候補を決めるのにどうしても上位、数による5点ということでございましたので、あくまでも数で5点を選出するという事のでございました。ただ、今おっしゃられた裏の方の意味ということは私ども考えてございませんで、あくまでも候補選定のための一つの手法であると思っております。

○議長（熊倉）

はい、どうぞ。

○丸岡委員

いろいろと意見のあるところでありましてけれども、私公募した趣旨というものは十分やはり尊重すべきだというふうに思います。しかし、今皆藤委員の方から話されて、私はその時点でまだ出ていないと。出ていないということでお話をするわけですが、要するに一つ的手段としてこの上位5点を選んだということについては、数が十分考慮された5点であるというふうに理解しているわけですが、この上がった五つの市名について、つまり同率に見るのか、それとも先ほど来公募の趣旨を尊重するという中では、この中においても数を尊重するという意見だったというふうに私は理解するのですが、ま

ずこの五つをどう見るのかといいますか、どういうふうに扱うのかということと、ここからまた2点とかに絞ってまた議論するのかという、その辺について諮っていただきたいなというふうに思うのですが、ともかく共通認識に立たないで議論をすると、極端な言い方すれば胎内か中条かという議論にもうなっていくような気がしますので、この扱いについてどのような扱いをするのかという共通認識に立っていただきたいというふうに思います。

○議長（熊倉）

事務局、ひとつ。

○事務局（羽田野）

手順、今例えば絞り方についてどうかというものもございませうけれども、よその事例なんか見ますと、やはりいろんな議論をしていただいて、そして選定の方法についてもいろいろと委員さん方でご検討していただいたものをやはり事務局の方でまとめてご提案申し上げて、そして決定をしていただくというような形になってございます。確かにいろいろな方法はございませうけれども、やはり協議会の方で議論していただいて、その結果をとらえてからやるべきかなとは思っております。

○議長（熊倉）

よろしゅうございますか。

いろいろとお話の中に、一つは公募というもので上位五つをまず選ぶということにしてあったわけがありますから、その得票数のウエートというものをどう見るかという議論だと思います。当初は、二百幾つも候補が挙がってくるというふうには考えておらなかったわけですが、いっぱい出たってしようがないことだから、やっぱりいろんな名前のうち五つをまず選んで、その中から一つの市名を選ぶという趣旨であったわけでありませう。今度それを絞り込んでいくときに、今ほど話ありますようによその例を見ますと、五つを二つにして、そしてそこから絞り込んでいくというのと、むしろ五つのうちから一気に一つに絞り込むという絞り込みの方法は幾つかあるようでありませうが、それらもやはりこれからの議論のうちでいろいろと絞り方を決めていけばいいことでなかろうかなというふうには思っております。

ほかに。

はい、どうぞ。

○桐生委員

私どもも新市名称の決め方の考え方は、最後は公募の応募数を重視していかなければいけないなと思うのです。例えば中条という案も出ていますけれども、これは全体の13%でございませう。それで、しかも胎内につきましては中条からも約7割近いのが応募されているわけなので、そこから見てもやはり数を尊重するのは極めて常識的ではないかなというふうに考えるわけですが、では逆に中条を選択した場合、では一般にどういうふうに見られるのか。逆の場合をやはり考えた場合、その後どういふふうになるのか。その辺もやっぱり考えていかなければならないというふうに考えるわけですが



が。

○議長（熊倉）

ほかの委員の方々でまた。

はい、どうぞ。

○坂上委員

今皆さんからいろんな意見出ておりますけれども、中条の方が須貝さん、また皆藤さん、渡辺さん、皆さん出しておりますけれども、遠回しながら中条市にしたいというふうに聞こえますけれども、自分といたしましては断トツの胎内市ですね。これもし万が一中条市なんかになった場合、皆さんの投票した1票1票が何のためにしたのか。普通の選挙であれば、1票で負けるのです。それが断トツなのです。その辺を考慮して、これは自分としては絶対胎内ということをお願いしたいと思います。

○議長（熊倉）

はい、どうぞ。

○水澤委員

中条と奥山という例えば二つのやつが出て、それで数字的にまずきちんと差がついたのであれば、個人の判断基準としてはたとうちの方が胎内がなくても、やっぱりその中の数字が優先するのが個人的な判断だ。うちの村長が言いましたけれども、そういうふうな個人の判断はそこで判断されるべきであって、もう個人がどういう姿勢で、では私は何々に賛成しますというのは、それはみんな個人の姿勢だと思うのです。だから、それを今度、さっき齋藤先生言われましたようにここの中で、協議会の中である程度これからの自治体の名称をつくっていくものか、ただぼやけた形の中でここ、次の段階の法定協なり議員さんの中に送っていくというようなことにするのかどうか、できたら法定協に行く前のこの中である程度の名称だけはきちんとつけていくべきだと思っています。決め方としては、今まで従来のような何号議案はこれでもよろしいですかというのではなくて、個々のもう許否でやってもらえばいいのかなと思っています。

○議長（熊倉）

はい、どうぞ。

○片野委員

私の考え方ちょっと言わせてもらいたいのですが、合併することの意味は経費削減、世間一般やっているリストラ的な意味合いも大分ありますし、先に向けていこうということで進めているわけですが、今の名称のことについて、今皆さんのそれぞれの地域についての思い入れのことでお話ししてはいますが、ここで今度名前がどういうふうになるか、今一生懸命議論しているところですが、私ども皆さんそれぞれのところでいろんなところに勤務し、勤めて、それがその生活の基盤となっている。そういうところが今度、それ簡単に言えば企業さんあたりですわね。そういうところが名前が変わって、極端な言い方すると今中条市ではなくて、中条町ではなくて、今大分論議されていますけれども、胎内

市というような形になったとした場合、企業さんあたりがそれを新しく工場名、いろんな世界的に名前の知っている企業さんもあるのだし、そういうようなところがどういうふうな損失が出てくるのか。それから、今度交通体系の問題で、ここはJRは中条、高速も中条というようなことになっています。それで、ではほかの地域の方々本当に簡単に私たちの地域をわかってもらえるのだろうか。やっぱり遠くの方から来られる方は、そこまでの交通手段がどうなのだというようなことがかなり気にされている方も相当多いわけなので、だから皆さんのこの地域に対しての思い入れはあるのかもしれないのだけれども、実際今度そういう名前が変わって、そのとき対外的にどういう得、どういう損が出てくるのかなというふうな、そういうところをもうちょっとしっかり考えてやらないと、単なる自分たちが育ったからという単純な思い入れだけでやってしまうと、後々ちょっとまずかったかなとなるのではないかなというのは私の考えですが。

○議長（熊倉）

はい、どうぞ。

○鈴木委員

単純な思い込みというようなことをおっしゃいますけれども、これは単純ではないです。こういう新しいまちづくりというのは、これからつくり上げて、全国的にも知名度をどんどん出していかなければならないと思うので、文化の発掘はここから始まるのです。だから、今まで既存のものがどうこうということではないと思うので、それぞれの新しい市民がどのような感覚で自分の新しいまちづくりと歴史、文化を築き上げていくかということが大切になってくると思うのです。そういうことを原点に考えて、会社がどうであるとかJRがどうこうだというようなのは私は次元が違うと思います。だから、その辺を考えながら、やはり公募したあり方というのは、それらは5点の中から選びますよといいますが、その辺のことを考えますと、明らかにこれらは言わずもがなになるかと思えます。公平な立場、これは黒川だけでなく、中条の人たちもそれに参画している。県内の方々も参画しているわけです。そういうふうな公募というのは、それだけの重みをきちっと受けとめて、名称決定もすべきであろうと思えます。

以上です。

○議長（熊倉）

はい、どうぞ。

○相馬委員

いろんな話し合いが出ているのですが、ちょっと二つのあれがこんがらがっているような気がしますので。一つは、公募したということについてのとらえ方といいますか、そういう面での受けとめが一つと、それから選定をどうするかと、方法論と、その二つが今ごっちゃになっているようですので、ちょっと生意気な言い方で申しわけないですが、議事の進め方として、おおよその今までの話し合いの中で公募という形をとったということは、一つの民意の反映と受けとめて、これを尊重すると。した

がって、この五つに絞ったというこの事柄については新市決定の大前提にするということをお互いに確認し合うことがまず第一歩ではないかと。それから、それが決定された時点で、では選定をどうするかというふうにして、具体的にそれをこの場で決めるのか、あるいは次回に持ち越すとか、あるいは幹事会に一任するとかいうようないろんな方法があるかと思えますけれども、それはその次の段階としてお互いに確認し合っていたきたいと。

まず、この二つのことを提案したいと思いますし、あわせて私自身の考え方から申し上げますと、この両町村の合併というようなことがお互いに和やかなうちに進むといいますが、しこりの残さないような形で進むことが一番大切ではないかというふうに考えています。たしか、私の勘違いかどうか知りませんが、公募に当たっても旧来の名前にこだわらないというようなことがあったかと思うのです。中条とか黒川という、そういう名称そのものについては、例えばどうしても中条という言葉を使った場合、立場を黒川の側からすれば、何か吸収合併と、吸収されてしまったというふうな意識にとらえられ方、これは非常にまずいことになると思うのです。せっかくみんなでうまくまとめていったことですので、両方の町村にまたがった共通した何かを歴史的にも地理的にも見出しながら、そこに新しい名をつけていくことがお互いに対等合併の大きな意味だと思うので、そうした意味合いで、私は中条町の人間ですから、そのまま中条市とした方が非常にわかりやすいし、先ほど片野さんがおっしゃったようないろんな対外的なあれでも、ああ、あの中条が今度は市になったのかというふうな考え方になるかもしれませんが、それではやはりしこりが残るのではないかなという気がするので、中条、黒川という旧来の名前にはこだわらない新しい名称が欲しいというふうな気がするわけです。そんな私見を交えて、もし進め方で確認していただければありがたいと。

○議長（熊倉）

いろいろと今意見が出ているところでありますが、ちょっと私も整理をしてみたいと思いますので、ここで20分まで休憩いたしたいと思いますので、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご異議ないようでございますので、20分まで休憩いたします。

（休 憩）

○議長（熊倉）

今ほどいろいろと任意協議会発足して以来、協議会として熱心なまず討議をいただいたところであります。いろいろの意見を総合いたしますと、きょうここで決めるということ等についてはちょっとまだ足りないというような感じもいたします。それで、原則的に新市については先ほど来いろいろとお話もあり、そして今ほどもありましたように、新市の名称については胎内、中条、櫛形、平仮名のたいない、鳥坂の五つの名称候補の中から決めるということを前から申し上げているわけではあります、そのことを確認いただいて、きょうは任意協の最後ということに一応予定はいたしているわけでありまして、

その名前を正式に決めるのについては法定協に送り込んでいくというような形で、この問題についてはきょうの段階では一応終わりたいと思うのでありますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

それでは、この五つの中から選ぶのだということを確認いただきまして、決定は法定協に持ち込むということにひとつ確定させていただきます。

それでは続きまして、議案第40号の財産区の取扱いについて、これは先回の継続協議の案件でございます。前回提案説明させていただいたものでございますので、何かご質問なりご意見等ありましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

格別なければ、原案のとおりさせていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご異議ないようでございますので、議案第40号の財産区の取扱いについては原案のとおりとさせていただきます。

次に、議案第41号の財産区を除く財産及び債務の取扱いについても前回からの継続協議の案件で、前回提案説明をさせていただいたものでございます。特にこれは両町村ともそれぞれの町村の債権、債務、こうしたこと等についていろいろ地域住民から関心のあったもの等でありまして、それら十分皆様たちからもお目通しいただいていると思っておりますが、ご質問なりご意見等ございましたら、ひとつお願いをいたします。

債権、債務については新市に引き継ぐ、その内容のものでありますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご質問がないようでございますので、原案のとおりとさせていただきます。

次に、議案第42号の各種事務事業の取扱いについて、これも前回からの継続協議の案件で、前回提案説明をさせていただいたものであります。これにつきましても、ご質疑なりご意見等ありましたらお願いをいたします。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

格別ご異議ないようでございますので、議案第42号の各種事務事業の取扱いについては原案のとおりとさせていただきます。

次に、議案第43号の各種事務事業の取扱いについて、これも先回からの継続協議の案件で、前回提案説明をさせていただいた案件でございます。ご質問なりご意見ありましたらお願いをいたします。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご異議ないようでございますので、議案第43号の各種事務事業の取扱いについては原案のとおりとさせていただきます。

次に、議案第44号の使用料・手数料等の取扱いについて、これも先回からの継続協議の案件で、前回提案説明させていただいたものでございます。何かご質問なりご意見ありましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご質問がないようでございますので、原案のとおりとさせていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご異議ないようでございますので、議案第44号の使用料・手数料の取扱いについては原案のとおりとさせていただきます。

議案第45号 各種事務事業の取扱いについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○企画財政課長増子（黒川村）

それでは、説明申し上げます。

3ページお願いいたします。指定金融機関についてでございます。まず、指定金融機関でございますが、これにつきましては公金の収納、支払い事務を取り扱わせるもので、指定は議会の議決を要します。現在中条町は、第四銀行中条支店と北越銀行中条支店が2年ごとに交代しております。黒川村は、第四銀行中条支店を指定しております。中条町の場合、交代のたびごとに議会の議決、それから契約の締結、国、県からの公金振り込み口座の変更や、またコンピューター関係のテスト等しまして変更するわけでございますけれども、それらの事務の煩雑さ、また派出員の事務引き継ぎに日数を要することなど、ちょっと問題がございました。そういうことでございますので、これを解消するために、新市においては1行指定としたいというものであります。したがって、調整方針は両町村の例を基本に合併時まで調整する。1行指定とするというものであります。

次の指定代理金融機関でございます。これは、指定金融機関の取り扱う収納、支払い事務の一部を代理して取り扱わせるものでございます。指定、取り消しについては、指定金融機関の意見を聞くことになっております。この指定につきましては、数の制限もなく、議決も必要としません。現在中条町は指定がございません。黒川村は農協をしておりますが、これにつきましては地域密着型の金融機関である

ことを考慮しまして、また黒川村唯一の金融機関でもありますので、新市においても黒川村農協を指定代理金融機関としたいというものであります。したがって、調整方針は黒川村の例によるというものであります。

続きまして、収納代理金融機関でございます。これは、指定金融機関の取り扱う収納事務の一部を代理して取り扱わせるもので、これにつきましても指定、取り消しについては指定金融機関の意見を聞くことになっております。これにつきましても数の制限もなく、議決も必要としません。これにつきましては、変更ございません。したがって、調整方針は両町村の例によるというものであります。

その下の口座振替手数料でございます。そこにありますように両町村差異がないため、現行のとおりとするという調整方針でございます。

次の定期検査でございますが、これにつきましては中条町が毎会計年度1回、黒川村が2回実施となっておりますが、必要に応じて随時できますので、1回としたいというものでございます。したがって、調整方針は合併時に中条町の例により統一するというものでございます。

それから、その下の金融機関の指定方法でございます。これにつきましては、そこにありますように黒川村が指定代理金融機関を指定してございますので、調整方針は合併時に黒川村の例により統一するというものでございます。

その下の郵便官署の取り扱いでございます。これについては両町村で差異がないため、現行のとおりとするという調整方針でございます。

以上でございます。

○議長（熊倉）

ただいま事務局より説明のありました財務に関することにつきましては、この場でご確認をお願いしたい案件でございます。委員の皆様たちから何かご質問なりご意見がございましたらお願いをいたします。これは、きょう提案したものでありまして、前から説明をしてあったというものではございませんので、その点ひとつご了承賜りたいと思います。よろしゅうございますか。

はい。

○片野委員

指定金融機関、今まで中条町2年交代でございました。これは、1行指定とするということでございますが、やはり交代時のふぐあいというものは発生していたわけなのでございましょうか。

○議長（熊倉）

事務局の方で。

○会計課長花野（中条町）

中条町でございますけれども、やはり多少の新しい金融機関にかかわるときには前もって引き継ぎをしながらやっておりました。

○議長（熊倉）

ほかに、よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

それでは、ご質問もないようでございますので、原案のとおりとさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご異議ないようでございますので、議案第45号の各種事務事業の取扱いについては原案のとおりとさせていただきます。

次に、議案第46号の中条町・黒川村任意合併協議会の解散についてを議題とします。

事務局より説明を願います。

○事務局（羽田野）

議案書17ページをお開き願います。任意合併協議会の解散についてご説明いたします。

当初のスケジュールでは六、七月ごろに法定協議会に移行したいとしてございましたが、事務的なおくれ等もございまして地域説明会も先延ばしとなり、先月下旬から今月初旬にかけて両町村で開催されたところであります。これまでの協議会で行政制度調整や新市建設計画における将来構想など、ご承知のとおり成果を出すことができました。9月中に法定協議会の設立を予定しておりますことから、中条町・黒川村任意合併協議会における実質的な審議は本日の第9回協議会をもって終了しますが、任意協議会での協議結果等の事務的なまとめ作業を行うとともに、法定協議会設置に向けて準備を進める必要があります。そのため、法定協議会を設置するまで任意協議会を継続し、法定協議会設置の日をもって任意協議会を解散することとしたものです。

続きまして、19ページをお開き願います。法定協議会への移行についてということでございますけれども、まず1として任意合併協議会の解散に伴う精算手続についてでございます。解散に伴って精算手続が生じてまいります。そこで、中条町・黒川村任意合併協議会規約第14条の規定に基づき、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であったものが精算するというものでございます。出納整理等所要の残務処理を行い、会長であったものが決算を行い、その結果につきましては文書で任意協議会の委員であったものに送付するというところでございます。

次に、法定協議会設置の予定スケジュールについてでございますが、中条町は9月7日の臨時議会、黒川村は9月17日の定例会で法定協議会設置について提案を予定してございますけれども、これは両町村の議会で議決された後、協議会設置の告示を行いまして、法定協議会を設立することになります。告示月日につきましては空欄としておりますが、両町村の議会議決が出そろった日を予定してございます。また、告示後に県知事へ法定協議会設置の届け出を行うこととなります。

次に、協議会規約についてでございますが、別紙ということで20ページをごらん願います。法定協議

会というのは、ご承知のように地方自治法に基づく協議会であり、関係する町村が協議をして、規約を定めて設置をするという法の手続になっております。その際、協議につきましては議会の議決を得なければならないということになっております。そのため、協議会を設置する前段ではその規約につきまして、あらかじめ関係する議員さんを含めまして、議決が得られるよう調整、協議をしておく必要があるというふうに言われております。そのために、事前に規約について説明をするものでございます。

それでは、規約案に基づきまして簡単に説明させていただきます。まず、第1条ですが、法定協議会の設置根拠を明示し、それらに基づき、中条町、黒川村において合併協議会を設置する旨を規定しております。

第2条の名称ですが、中条町・黒川村合併協議会ということですが。現在は、中条町・黒川村任意合併協議会ですが、その「任意」として中条町・黒川村合併協議会の名称にしたいと考えてございます。

協議会の事務といたしましては、第3条にあります3点でございます。いわゆる合併に関する協議、新市建設計画の作成、あるいはその他の合併に関し必要な事項ということで掲げてございます。

第4条の事務所につきましては、任意協と同様に中条町役場内に置くということでございます。

第5条の組織、第6条の会長及び副会長については、任意協と同様でございます。

それから、第7条の委員の構成はこれまでの任意協同様ですが、1号委員としまして両町村の長、2号委員としまして両町村の議会の議長及び議会の議長の推薦する議員でございます。それから、3号委員としまして両町村の長が推薦する両町村の住民でございます。第4号委員は、建設計画の作成等県との関係もいろいろ出てまいりますので、任意協と同様に学識経験を有する者として、県の出先の地域振興局長さんからアドバイザーという形をお願いしたらどうかという考えでおります。

第8条から10条までにつきましては、任意協と同様でございます。

第11条は、関係職員の出席について掲げております。

21ページですが、第12条の小委員会では、協議会が所管する事項の一部について調査し、あるいは専門的に協議を行うことが必要となった場合に小委員会を設置できると規定したものでございます。

あと、幹事会、専門部会及び分科会、事務局等に関する内容も任意協と同様となっております。

第16条の経費の負担ですが、協議会に要する経費は両町村の長が協議して定めた額を両町村が負担するという規定で、これも任意協と同様でございます。

第17条は、協議会の出納に関する監査について、両町村の代表監査委員に委嘱して行うことを規定したものです。これまでは、委員さんの中から監事を選任し、その監査に付す形で行ってききましたが、法律に基づいて設置する協議会であることから、他の多くの先進事例の例に倣い、両町村の代表監査委員に委嘱して行うものでございます。

第19条は、報償費及び費用弁償に関するもので、これも任意協と同様でございます。

それから、第20条は協議会が解散した場合の出納処理等について規定してございます。

附則としまして、この規約は告示の日から施行するとしておりますことから、告示をもって協議会の



設立となります。以上、規約につきまして説明を終わらせていただきます。

19ページに戻っていただきたいと思います。4の設立総会の予定でございます。9月30日木曜日、午後3時から、会場はロイヤル胎内パークホテルを予定してございます。なお、終了後の懇親会も予定したいと思っております。

それから、22ページをお開き願います。任意協議会の解散を提案するに当たって、これまでの取り組み経過と協議、調整いただいた協議項目について説明させていただきます。最初に、これまでの取り組みの経過でございます。中条町・黒川村任意合併協議会は、昨年12月に設立され、中条町と黒川村の合併に関して調査研究をしてきました。主な協議事項としては、合併に関する基本的事項として、合併した場合の行政サービスや制度の違いをどのようにするべきかという行政制度調整と両町村の住民に対して将来ビジョンを示し、合併の検討材料となる新市建設計画を策定することなどでございました。これらのことについて、本日の会議を含め9回の会議を開催してまいりました。その取り組みの経過については、23、4、5と25ページまで掲載してございます。それぞれの回での議案の提出状況、委員研修会、新市建設計画策定検討会の開催状況、提案事項の調整を行う幹事会の開催状況などについて掲載しておりますので、後ほどごらん願います。

続いて、26ページをごらん願います。これまで協議、調整いただいた事項を基本項目、特例項目、その他項目として、きょう現在のものを協議項目一覧としてまとめたものを掲載してございます。行政制度調整では協議会案件として446件を予定しておりましたが、そのうち本日の会議分を含めまして439件の提案を行ってまいりました。また、新市建設計画では将来構想の策定を終わり、建設事業の選定と財政計画の策定作業を進めている状況でございます。合併するかどうかは、最終的に両町村議会の廃置合議決によって決定されますが、協議会はこの是非の判断材料を行政制度調整や新市建設計画の策定などを通して具体的に協議を行ってまいりました。これまでの協議の結果は、法定協議会移行後、合併協定書という形で確認されることとなります。

以上、任意協議会の解散を提案するに当たって、これまでの取り組み経過と協議、調整いただいた事項について説明させていただきました。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（熊倉）

ただいま事務局よりこれまでの経過と成果について説明ありました。

任意協議会も回数を重ねて今日の会議で9回目となり、かねて予定しておりましたように任意協議会で議論すべきことを大方協議してまいりました。細かく言えば協議予定項目、今ほども説明ございましたが、446件のうち439件の審議を賜り、あと残り数項目を残しておりますが、よく整理していただいたと感じております。また、新市建設計画では将来構想の策定が終わり、事業計画と財政計画に着手していただいている状況であります。これらの成果を踏まえて、両町村の議会にお諮りして法定協議会の設置について議決をしていただくわけではありますが、9月中には立ち上げさせていただき、法定協でしっ

かりと新しいまちづくりを協議していきたいと考えております。

つきましては、任意協議会の総まとめといえますか、これまでの9回の議論を振り返りながら、言い残しのないように、あるいはまた法定協議会に申し送るべきようなことがあれば、この際発言していたき、任意協としての役目を今日をもってできれば終了したいと考えているところであります。何か委員の皆様方からご質問なりご意見なりございましたら、ひとつお願いをいたします。

はい。

○須貝委員

これが最終ということであるわけで、皆さんの同意を得ればなるわけでありますが、先ほど渡辺委員、丸岡委員からもいわゆる両町村における説明会の内容についての危惧といえますか、その処理方についての意見がございましたが、こうして七、八カ月をかけていろいろな作業をしてきたわけではございますが、その大方は幹事会、専門部会で国の法律、県条例、両町村条例、または他の例を引き合いにしながら、非常にスムーズにそういう作業は進んできたかと思ひ、そのことには非常にご苦労あったと思ひ、そしてまた感謝するところではあります。しかしながら、きょうの議案でありますところの新市名称のことを一つ見ても、本来任意協もしくは法定協で廃置分合議決の前にやっておかなければならない具体的な新たな市の経営にかかわる問題については、残念ながらといえますか、時間がなくてといえますか、やらないで来ておるのではないかと思うわけであります。例えば幹事会で作成した新市における職員の人事配置、また公共施設の運用のありよう、また議員の身分について、それぞれ説明会において町民の皆さん、村民の皆さんから非常に危惧する意見があったと思うわけですが、本来新しい市の経営をやるに当たっては、そのことを抜きにしてはいわゆる財政の健全化、行政のスリム化、そしてその行き着くところの小さい行政府という形がどういうふうに具体的にしていけるのかというところが実際のところ私ども委員も十分議論はしてこなかったのではないかと思うわけですが、したがって、そのことが本当は一番大切だと思うのですが、それがこれから9月の予定では30日に法定協立ち上げをやって、来年3月30日までの廃置分合議決までの間にそういう新しい市の経営における問題点、そしてそれを克服して新しい市が健全な合併の大目的に向かって進めるかどうかの協議といえますか、方向づけといえますか、そういうことがこれからの3カ月、5カ月余の中でやっていただきたいと思うのですが、その辺については事務的に、先ほども懸念があったように事務的に可能なのか。また、そのことのやることについての会長、事務局の決意と申しますか、方向性をお聞かせいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（熊倉）

今まで皆様方にお諮りしてきたのは、主として両町村の現状分析ということであります。これから法定協というものに切りかわっていくと、いわゆる新市の計画というものに、今までの現状分析の上に新市の計画を立てていくということになります。したがって、その過程では上部機関、県なり国なりと事前協議を進めながらその計画を進めねばならないタイムリミットという、もう9月がいっぱいだとい

うようなこと等もあり、今回、先がちょっと、委員の皆様たちからすると法定協議会で何を議論するのか、その先のやつが見えないではないかというご意見もあるかもしれませんが、具体的に言えば今までの協議会というのは両町村の現状分析を行ってきたと。両町村の現状はかくかくだということをもまず認識いただいたわけでありますから、これからの6カ月間の間に今度きちんとした新市計画を国の、あるいは県のそういう内意の指導もいただきながら組み立てていくわけでありますし、そういう準備にも事務局としても入っているところでありますので、皆様たちからも十分ご理解をいただきたいというふうに思っております。

ほかに何かございましょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

なければ、今ほど申し上げましたような形でこの任意協というものを法定協議会が立ち上がると同時に一応解散をします。きょう解散するというのではなくて、その日までは続くわけかね。

〔「はい、設置する日まで」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

そういうことだそうでありますので、そういう手順をきょう決めておきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご異議ないようでございますので、それでは本日をもって任意協議会というものを一応閉じるということに決定させていただきます。

以上で本日提案いたしました案件については全部終わったところでありますが、事務局から何かありますか。

○事務局（羽田野）

ありません。

○議長（熊倉）

それでは、ないようでありますので、以上をもちまして中条町・黒川村任意合併協議会の第9回の会議を終了いたします。

なお、任意協議会の最後ということでもありまして、私だけがいろいろしゃべってまいったところでもありますけれども、副会長の布川黒川村長さんの方からも一言ごあいさつをいただきたいと思っております。

○副会長（布川）

それでは、ごあいさつということでございまして、ことしは特に暑うございましたし、酷暑の夏でございました。しかし、もう朝夕めっきり涼しくなりました。昨夜夜空を仰いでみますと、もう秋の星が輝いているような。きょう任意協議会の皆様方には今日まで117項目の中の439項目につきまして協議、

また調整をいただきました。そして、それなりの成果を得たこと、心から感謝申し上げるものでございます。今中祭の渡辺、丸岡、須貝委員の方からもお話ございましたように、民意を反映するという意味合いからすれば、アンケートの関係、または5月に集落へ行って集落座談会をやるというものが7月に延びたということは反省すべき事項であるというふうに承知しております。話は違いますけれども、私も鶏を飼っているのですが、鶏は卵を必ず産んでくれると思ったらなかなか産めないもので、やはり誠意を持っていいえさをやって、A級の鶏の卵を産みたいというような気持ちで鶏の世話をやっているというのがきょうこのごろでございます。今日までご協議いただきましたことに感謝申し上げます、お礼のあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊倉）

どうもありがとうございました。

以上で本日の会議を閉会といたします。ありがとうございました。